

### 第3回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会議事録

- 1 日 時：平成22年11月10日（水）10：00～12：00
- 2 場 所：高知県共済会館3階中会議室「藤」（高知県本町5丁目3-20）
- 3 出席者：委員11名中9名出席、県職員15名出席
- 4 内 容：
  - (1) 地域福祉支援計画策定のための意見交換会の開催状況について（報告）
    - ・事務局から、資料3により説明を行った。
    - ・質疑応答、意見等
  - (2) 地域福祉支援計画原案について
    - ・事務局から、資料1により計画（原案）の説明を行った。
    - ・質疑応答、意見等
- 5 議 事：
  - (1) 地域福祉支援計画策定のための意見交換会の開催状況について（報告）
    - 意見交換会では、特に民生委員の方々が100名出席されたようですが、地域住民が、もっとたくさん参加してくれるかなという期待がありました。サービスを提供する方々が何らかの形で社会参加している方々が非常に多かったということで、参加者の中に、地域住民の方は何人ぐらい出席していたか。  
(事務局) 感覚として、1割程度だというふうに考えている。
    - 地域住民の方々が、本当に参加してくれませんでした。私たちは民生委員の組織で何とか呼んできましたが、地域までは声がかからなかった。PRを考えた方が良いと思う。意見交換会では、いろいろな意見があったと思うが、中央西の場合2つのグループからの発表しかなく、他の人がどんな意見があったのだろうかと思った。意見をもう少しまとめて、全部の意見を聞かせてもらいたかった。行政説明は初めての人には理解できないところがあったのではないかと思う。  
(事務局) 県の意見交換会は、住民の方の参加が少ないという状況でした。今後、本格的な市町村の地域福祉計画の策定の作業が始まる中では、小地域での意見交換会や場を通して、住民の方々の課題への共通認識を持っていただくことが非常に不可欠。これから福祉保健所とも連携をし、市町村の計画策定のプロセスについて、県としてもできるだけの支援を行い、住民の方々と共有して協働で計画をつくりあげていくといった作業に努めていきたいと考えている。今後とも、各委員の皆さまには、ご理解をよろしくお願ひしたい。
  - (2) 地域福祉支援計画原案について
    - 最初に、地域包括ケアシステムの説明を。
    - 資料2をご覧いただきたい。小地域の早期発見・見守り支援ネットワークとい

うところ。現状では、要援護の人たちの暮らしがなかなか発見しにくい。ニーズを発見できたときには、大変な状況になっているというところがある。専門職がどんなに支えても、限界がある。一番早く発見できるのは誰か、地域にお住まいの隣近所の皆さんになる。そういう人たちの力を借りてニーズ発見をしていく。今は、発見してもなかなかニーズを届けにくい現状がある。どこに届けたらいいのかわからない。仕組みでいえば、一番身近なところの保健センターに届けてください。

高齢者の場合は、地域包括支援センターに届ける。最終的には、状況の集約がワンストップになるので、地域包括支援センターに必ず届くという形になる。

他の都道府県をみると、身近なところに拠点がなかったり、なかなかニーズが届けにくかったり、高知県の場合は従来からあるあつたかふれあいセンターを一番身近な相談窓口、あるいは地域ニーズの発見の拠点にしようという位置づけになる。

従来のあつたかふれあいセンターの位置づけがあるように、更に相談や情報提供を行うなど、地域訪問の拠点をそこに置き、発展させる支援が大事。地域の皆さんの力を借りて、届ける先をきちんと決めようということ。

そうすると、今度は支援が始まる。支援の場合は、あつたかふれあいセンターであったり、地域包括支援センターであったりということが訪問を始める。訪問を行わないと困っていてもなかなか声が掛からない。

自分で頑張られ、頑張っていくなかで問題が重度化する。そのつながりをつくっていき、支援を受けましょうという呼びかけをつくる。今度は、連携して発見しようということになる。早期発見と早期支援は、そこまでいくが、続いて連携支援でネットワークになる。今までネットワークがなかったのが、地域包括支援センターを中心にしてケアカンファレンスという仕組みになっているが、専門職が集まった協議が始まる。個人情報の問題があるので、民生委員・児童委員とどういう方向で支援するかという方向を決めて、ネットワークをつくる。連携ネットワークの支援が入ってくるという形になる。専門職だけで連携すると地域の暮らしがみえないので、地域と連携してという場が、小地域ケア会議という形で地域の中に会議をつくる。専門職と一緒に考えていく。小地域ケア会議は、住民と専門職が知恵を出し合い、連携してつなげ合い支援を行う形の会議。福祉・権利擁護（弁護士・司法書士）、成年後見制度があるが、今までの専門職のネットワークだけだと、なかなか問題が解決できず、非常に困難なケースがある。特に高齢者の場合は虐待。高齢者虐待の部分を支援していく場合は、もう少し上の専門職がいるので、弁護士や司法書士をいれたネットワークがひとつ用意される。市町村から、必ず1人の弁護士をつけていただくというのが理想の形。そこで問題を解決していくということで、支援していくという流れになる。その下をみていた

だくと、全体の流れがありますが、民生委員さん、地域住民の皆さんの力を借りて、要支援者の早期発見を行い、それを地域福祉の拠点にとっていただき、その間に地域包括支援センターが入り、ネットワークをつくっていただき、地域包括支援センターを中心に方向づけて、更に地域住民と支援のネットサービスの流れで支援に入っていく。これが一連の流れとしてつながっていくという仕組み。今までは、ばらばらで、仕組みもなかったわけで、ひとつの機関であったり、自分の中で抱え込まれたり、個人だけが悩んでいたりとということがあるが、仕組みで自分のところに流しながら生活と命を守る支援ネットを組んでバトンリレーをしなければいけない。全体を見守って方向づけていくのが地域包括ケア会議という会議になる。市町村の地域包括支援センターが主催で行う。障害者や児童なども含めてすべて仕組みでこれから取り組んでいこうということを経営柱ということになる。

- それでは、ご意見をいただきたい。12時を超えたら都合の悪い委員さんはいでになりますか。この分科会をもう1回やるような方向はとれないか。

(事務局) スケジュール的に難しい部分があるが、持ち帰っていただいて、ご意見を別途受けつけることが必要だと考えているので、今日は限られた時間の中でご意見をお受けして、持ち帰っていただいて、ご意見をいただくということをお願いできればと思う。

- できる限りご意見をいただくということで。
- 計画は、全体的によくできていると思う。しかし、具体的に49ページの中山間の問題が出てきているところで、保健・医療・介護福祉の高知県としての方向性を決めていこうということが、市街地と山間部では少し違う内容が増えている。市街地では、水の問題が起こる。山間部になると、高齢者が簡易水道で山の水を貯め、浄化し、それを各家庭にまわっている。昔は2世代・3世代がおり、その水路がつまっても、それを部落で対応できたのが、高齢になると、その対応ができない。町としては、道路を引いて、大きいタンクを使って水が少なくなっても困らないようなことを行っている。田舎では、庭の草を刈って欲しい。前の山の木が太りすぎて日が当たらない。あるいは、後ろの山の木が大きくなって木の葉っぱがとんでくる。台風のときは危険で、何とかして欲しいという問題も出てくる。行政が一番困っているのは、どこまで行政が行うのかということになる。越知町には、作業班というのがあり、土木業者の仕事を一部行うが、作業班をまわして行っているところもある。なかには、シルバー人材センターに頼んで、お金を払って行う中山間福祉の部分もある。中山間地域の集落機能の維持と支え合いのところは、現状が非常に難しく、費用負担、人材も含めて、どういったところを計画で取り組んでいくかということ。それからもう1点、自主防災組織は、沿岸部と山間部との意識が全然違う。沿岸部は津波を意識しているが、山間部で

平地が多いところでは、あまり災害を住民が意識していない。耐震の診断を受けていてもなかなか伸びない。大きな違いがある。特に山間部では、住宅の上が 150メートルぐらいの絶壁というところがある。行政は、取り除ける石は砕き、あるいは補填するものは補填するといった、いろいろ方法はとれるが、一定の震度を超えまじたらもたない。崖そのものが崩れるということになる。こういった難しい場所がたくさんある。そういった意味で、安全・安心な生活をどう守っていくかという観点から考えた場合に、非常に市街地と中山間では難しい問題があると考える。

- 計画は、非常に盛りだくさんの内容で、どこから意見を言っていけばいいかというところがある。先程、お話しがあった地域包括ケアシステムの中では、今までばらばらであったところをひとつのシステムとしてつながっていくところに展望がある。これからの地域福祉のキーマンは、やはり民生委員等ではないかと思う。そうなったときに、この会議の中でもあったように、地域の中の民生委員が誰かわからないという問題も出てきた。民生委員の地域の見守りも含めて普段の訪問等の機能を是非高めていって欲しいと思う。そこで、本当に地域のニーズが発見できる。わざわざ訪問ということもあるが、何かのときには絶えず地域の人々のニーズを把握していくということが、とても大事だと思うので、そのあたりの強化をどうしていくかということ。今まで、たくさん研修を行い、本当にたくさん課題を抱えながら日々頑張っていていただいている民生委員の方々に、是非、力をつけていって欲しい。

具体的な例は、私どもは訪問看護を行っているが、訪問を行っていて、家族の状況とか、子どもの状況とかを見ていて、お母さんの育児放棄などが虐待につながっていくのではないかなということ等もあり、私たちも一応報告した。やはり、連携がとても大事なことだと思う。地域包括ケアシステムの中で、切れ目なく続いていくということはとても大事なことだと思い納得しているところ。是非これを実行あるものとして行っていただきたいと考えている。

- 21 ページで小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンター等）という言葉があるが、「等」の中に何が含まれているのか。あったかふれあいセンターと市町村社協というイメージがあるので、「等」ではない気がする。

(事務局) 交流館などあったかふれあいセンターと同じような機能を持って活動しているところがあるので、市町村として、しっかり地域福祉の拠点として位置づけていただくことによって、こういった機能を更に強化して、同じようなシステムの中での活動を展開していただきたいという思いがあることから、「等」という言葉をいれている。

- 地域ケアシステムの中の図に、地域福祉の拠点であったかふれあいセンターと市町村社協が同じ枠の中に入っている。これは同じ位置づけではないということ

か。図をもう少し精査しないと誤解を生むことと、ワンストップの拠点がそれぞれどこかというのをはっきりしないとわからない。障害者の例の図をみると、ワンストップの拠点が市町村自立支援協議会のようなイメージになる。自立支援協議会ではなくて、ひとつの市町村の窓口がどこなのか、どこにあるのかという機関名を示さないとわかりにくいと思う。地域福祉は、民生委員の役割が非常に大きいと思うが、その前に個人情報の問題がある。民生委員が、一生懸命地域の情報を把握されているが、市町村から民生委員の情報が流れてこない。民生委員の情報をくださいといっても行政の方が出さない。個人情報の問題をどうするのかというのをはっきりとさせる中で、県がガイドラインを是非示して欲しい。この間の意見交換会でも、高知市の民生委員が、個人情報が大きな壁だということを言っていたので、そのあたりをどうするのかという議論を示してあげたい気がする。

- もう1回多く分科会を開催するのが無理でしたら、今日の意見、後日、委員から意見を出してもらい、それを踏まえて修正を行い、次の本委員会を開催する前までに各委員に修正案を届け、少なくとも読んでもらえる環境と、もう1回リアクションを何らかの形で修正できるタイミングを確保してもらいたいと思う。

(事務局) ご指摘を受けた点は、もう少し事務局として検討し、拡充できるものは拡充し、特に個人情報のことについて、課題認識は事務局でも持っているので、記載をどうするのかといった部分も含めて、できるかどうかも含めて検討し、審議会の前には見直した項目と説明を各委員にさせていただきたいと考えている。事務局は、この後、関係市町村と社会福祉協議会などに全体の内容を説明して、今後一緒に取り組んでいただくということが必要で、そのプロセスも組んだ上で、内容の見直し・拡充を行った上で、確認作業を開始したいと考えている。

- 前回の会のときは、あったかふれあいセンターの扱いが重要性を持っているような認識が全くなかった。今回は、あったかふれあいセンターの重要性が非常に高くなっている。あったかふれあいセンターの設置基準や管理者のきちんとした資格という形のものについて、設置基準は決まっているか。

今までのあったかふれあいセンターは、雇用対策などでいつの間にかできて、3年間の時限事業だというイメージのもの。高知型ということで行うのは結構だと思うが、今まで指定しているところのレベルの問題がある。いろいろなことが出てくるのではないかという思いがすごくする。

あったかふれあいセンターの実際の指定基準やその他が厳密にされているのかどうか。社会福祉施設側では、いろいろな意味で、すごく縛りがある。どんなサービスをするにも基準があり、すべてのものについて縛りがあるわけで、あったかふれあいセンターというのは全く何をしてもいいというイメージが強い。今まで基準のある社会福祉施設が小さな地域で競合した場合には、間違いなくあったか

ふれあいセンターの方が便利で使い勝手がいい、営々と地域福祉のためや介護保険のためとか、いろいろな意味で努力してきた社会福祉法人の運営自体がつぶれてしまう。競合関係になるようなことを考えているのかというイメージを感じた。地域福祉の拠点という形になってくると、相談拠点などどれくらい重要かということで、市町村社協=あったかふれあいセンターを行っていて、センターの所長が管理者であるというのなら、まだわかるが、ばらばらに行っているということの中で、拠点扱いになっていることについては、社会福祉法人の団体としては、どうなのかというイメージがある。特に、高齢者の介護保険事業に関しては、NPOや株式会社の方が随分多いわけで、何となくあったかふれあいセンターの方が上なのかというイメージが、何かの会のときには質疑の中で、我々の団体の中では出そうな雰囲気がするように感じた。

(事務局) 設置基準は、今のところ、特にない。今後の方向性は、専門性を持って、資格を持って、質の高いサービスを提供していく社会福祉施設との役割分担は違ってくると考えている。基本的に、あったかふれあいセンターは、制度サービスのところまで手を突っ込んでいくことはなかなかできないと考えている。

今は、あったかふれあいセンターで、雇用対策の一面を持ちながら、地域の集いの機能を中心に、これから様々なサービスにつなげていくような取り組みを展開していこうとする中で、平成24年度以降、一定のエリアでは、住民に近いところで気軽に相談に対応したり、いろいろな意見交換の中でも集い機能が欲しいとか、様々なニーズがあるので、そういったことに対して縦割りではない誰もが集えるようなコミュニティの場としての部分を基本としつつ、地域の方々の相談に対応したり、住民力を活かしたサービスを提供していく拠点としての方向性を考えている。

今、あったかふれあいセンターを実施している市町村は、主な委託先が市町村社協という状況。平成24年度以降、基本的に市町村が指定をして社会福祉施設が行う場合でも、市町村が指定すれば、フォーマルなサービスの提供とあわせてこういった役割を担いながらインフォーマルなサービスを提供していく拠点として活動していただくということも市町村としては考えられる方向性だと思う。住民に身近なところで拠点をといても、どんどん拠点をつくっていくということにはなりません。一定のエリアとしての考え方をなかなか県として明確に今の段階で示すということにはならないかもしれませんが、例えば、中学校区などのエリアが住民の顔が一番みえる範囲の中での距離かなという考え方もあり、それぞれの市町村によって拠点をどういった形で整備していくかという方向性などは、まさに市町村の地域福祉計画の中でもとを考えている。そういった懸念がないような形での方向性は、しっかり検討し示した上で、連携した活動につながるよう取り組んでいきたいと考えている。

● 個人情報の件は、この間も行政と話し合いがあり、情報が欲しいといった。本当に、介護に関する情報は、もっともっと情報が欲しい。相談があるのは認知症。高齢者とまとめてしまうと困る点がある。認知症の家族の会やネットワークをつくりたいという声があるが、高齢者よりも認知症が増えてきて、相談も非常に多くなっている。高齢者に一番接する機会が多いのが私たち民生委員。ミニデイは各地域にあって、月1回は高齢者と会うから家にいなくても高齢者の状態がわかるということで、高齢者の一番の機会だと思っている。

● 連合婦人会は、高齢者の世帯訪問をさせていただいている。今日のご説明を聞き、ますます私たちの出番が多くなるのではないかと。地域を支えるのは自分たち、子どもから高齢者までの見守りを一層連携して強化したいと思っている。訪問したときに、困ったことがあれば民生委員に電話するようチラシの下に電話番号を書くという指導をしている。

今日、お話しを聞き、あつたかふれあいセンターの方へということで、伝えたいと思う。あつたかふれあいセンターの設置場所や電話番号をお聞きしたい。私は、お話しを聞くまで、どこにあつたかふれあいセンターがあるのか知らなかった。この間、社協の方に聞き、あつたかふれあいセンターの場所が2階だったと記憶しているが、高齢者の方が利用するには1階の方が利用しやすいのではないかと感じた。

民生委員の件では、民生委員の高齢者宅の訪問は独居の方が対象でしょうか。93歳の母親と同居しているが、1回も訪問されたことがないので、独居ではないから訪問がないと思っているが、そのあたりをお聞きしたいと思う。自分たちも高齢者で、一層身近な問題として感じている。

(事務局) あつたかふれあいセンターの場所は1枚にして提示し、安芸市のあつたかふれあいセンターは2階で、場所の課題などは認識されていると思う。今後、安芸市がどのようにあつたかふれあいセンターを展開していくかと言ったときに、意見交換の中でもどうするかというお話しはされていたと思う。

● 今日、大変詳しい説明を聞いている中で、昨日送っていただいた資料の説明があった。このような資料を会に使用されるのならばせめて2、3日前には送っていただきたい。個人情報の問題は、私たちも老人クラブとしてささやかでも高齢者の家庭訪問を行っている。この部落で、この年齢の人だと聞くと、保健センターが個人情報だから教えられないといわれる。どういう形でそういう人を探せばいいのか、結局足を運んで探さないといけない。そうすると、老人クラブの者もしんどいのでそれはやめたらどうかという声が出る。今日、ふれあいという、心がこもったお付き合いが段々と住民の中に薄らぎつつあるように思う。家庭を考えてもそうだと思う。共にごはんを食べている家庭が少なくなっていると聞く。精神障害者の人は、山の中に1人で暮らしている人がいる。行ってみると、電気

もついてなく、寒くなったからお布団でもあげようかなと思ってお母さんに聞くと、お布団を入れるところがない。

たき火でお料理をしている男の人のお母さんが最近認知症になっている。そういうケースに行政はどのような対応をしているのかを聞くと、訪問してはいると保健師は言っていた。こういう人が人口の多い高知市ではないのだろうかというように考えた。

大変立派な構図をつくられているけれども、このとおりに住民が守られているのかなと感じた。

- あったかふれあいセンターは、どこだろうかと思った。今日、皆さんとお話しを聞く中で、個人情報もそうで、いろいろなシステムをつくっていく中で、統一した何かがないと。

地域の保健師がよく言われるが、訪問したくてもできない。児童虐待の通報のことをPRされ、浸透し、自分が通報することが国民としてしなければいけないと思った。保育園やそういう場面にも地域としての問い合わせもある。どこへいつているかをはっきり示されたので、進んでいくのではないかと思う。私たちがしなくてはいけないことをはっきりと書いていただくことが、今後進んでいく足がかりになる気がした。

- 地域福祉支援計画で県や市町村、民間がそれぞれ担う役割を明確にしておくべきではないかという気がする。あったかふれあいセンターが突出しているような感じもあるので、県が行うことだけではなく、市町村にどんな役割があるのか、民間が主体的になっている役割を県として応援していくという文脈で、全体を通して語ることがいいのではないかという気がする。

県が中心になって、リードしている事業が盛りだくさんに書かれている。最後の方のビジョンづくり、市町村の基本計画の内容をもう少しメニューをたくさんいれるなど、盛り込むべきことがあるのではないかと思う。

市町村と福祉計画（活動）計画を支援する計画だから、支援してもらえる、応援してもらえることをもう少し書き込むべきではないかと思う。

あったかふれあいセンターの位置づけは、フォーマルサービスをあったかふれあいセンターが行うわけではなく、インフォーマルなサービスを担うということから、インフォーマルとフォーマルのサービスの位置づけとあったかふれあいセンターが担う機能等をもう少し明確にできるような書き方、あるいはセンターの位置づけが必要ではないかと思う。

制度サービスの代替も、あったかふれあいセンターが担うのか、あるいはインフォーマルなものだけを担うのかということをもっと明確にして欲しいと思う。個別福祉計画との整合性をとった計画にするということで、個別計画の見直しの時期には、地域福祉支援計画をどのように取り入れいくのか、あるいは個別



の計画が地域福祉計画のどこになっていくのか、縦割りの計画と福祉計画を融合させるということを県のスタンスとしてどこかに示しておいた方が良いと思う。県社協の事業をいろいろと書いていただいている。書き方として県が行っている感じに読めることから、県社協が行う事業に対して県が支援をするなど、応援をするというような書き方が良いのではないかと思う。

他にも細かい点はあるが、メモなりでお伝えするようにしたい。

- あったかふれあいセンターは、制度上、平成 23 年度から平成 27 年度までの計画にでてくるものは、今までのあったかふれあいセンターとは別ものだというイメージか。それとも 23 ページにあるように、設置主体がその他の任意団体まであるのがそのまま名称とともに、このような事業に入っていけるのか。

それとも、現在のあったかふれあいセンターは今年度で終わり、平成 23 年度からは新たなあったかふれあいセンター制度となるのか、そこらあたりのことを教えていただきたい。

(事務局) あったかふれあいセンターは、現在の機能を強化していただくという意味合いがある。それを平成 23 年度以降に行うという位置づけで、市町村が必要性を認識していただき、平成 24 年度以降も行っていただくということが、あったかふれあいセンターの活動の計画につながっていくと思う。

現在、行っている中では、制度サービスにつながっていく取り組みなどもありますので、既存の制度の中で取り組んでいただくように移行していただくということが必要ですが、インフォーマルな取り組みと地域包括ケアシステムや支えのある支援サービスの仕組みをつくって具体的な活動につなげていただくような取り組みとしてはぜひ位置づけて、あったかふれあいセンターとして取り組んでいただきたいという趣旨で方向性をきっちり示したというところですので、そういったことをやっていただくところを地域福祉の拠点として市町村にも位置づけて、体制も整備してやっていただきたいという方向性を示したと捉えていただけたらと思う。

- 随分時間を超過した。これで閉会したいと思う。

以上